

つばき夢トンネルコスモス会規約

(名称)

第1条 この会は、つばき夢トンネルコスモス会(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所は、代表者宅に置く。

(目的)

第3条 会は、次に掲げる活動を行うことにより、潤いと安らぎのある美しい環境を整えるとともに、地区内外の多くの人々に喜ばれる地域づくりと町の活性化を行うことを目的とする。

- (1) コスモスの種を植え、開花させる
- (2) その他

(構成団体)

第4条 会は、前条の目的に賛同する者をもって構成する。

(役員)

第5条 部に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 監査
- (4) 会計

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任される。

(役員職務)

第7条 代表は、会を代表し、部務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、職務を代行する。

(総会)

第8条 総会は、代表上が必要と認めたとときに応じて開催する。

付則 この規約は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。